

2024 年 11 月 マンスリーレポート

夜間・休日ワンストップ窓口への相談事例

(寛解の見込みのない在留外国人患者が帰国をためらっているケースに係るアドバイスについて。)

ご相談内容：

当院で通院治療中の在留外国人患者についての相談。

この患者は現在日本で就労中であり日本の公的医療保険にも加入している。

当院の担当医によれば、病状は今後進行していき寛解することはないと見込まれている。

担当医としては、帰国できる体力があるうちに帰国することを勧めたが、患者本人は以下の理由により帰国をためらっている。

- ・ 母国に身寄りがほとんどいない。
- ・ 現在国内の教育機関で外国語教師をしているため、母国では仕事がないと考えている。
- ・ 帰国しても母国の医療保険制度に加入できるまで数か月を要すると考えており、保険加入までの医療費が負担になること。

患者本人は日本にも身寄りがあるわけではないが、このまま日本で骨を埋めてもよいと考えているようだ。担当医としては母国に身寄りが少ないとはいえ、やはり母国へ帰った方がよいのではないかと考えている。当院としてどのようなことができるか伺いたい。

この患者は毎日当院に酸素吸入の処置を受けるために通院している。

対応内容：

母国には少ないとはいえ何らかの親類縁者や関係者がいるはずであり、在留資格の問題もあるので帰国を勧めることは妥当と思えるが、患者の意思も尊重せざるを得ないとして、以下を案内した。

- ・ この患者は毎日酸素吸入の処置を受けているとのことなので、帰国するにも医療者付添いの医療搬送が必要になると考えられる。
医療搬送となると帰国費用だけでも数百万円かかることが見込まれるので、利用が想定される航空会社に貴院からこの患者の病状を説明し、通常の搭乗が可能かを問い合わせてもよい。
- ・ 病状が進み就労できなくなり在留資格を失効してしまうと、公的医療保険も利用できなくなる。なお、条件は厳しいが日本での永住権の取得についても可能性を探ってみてはいかがか。在留資格についての相談は以下の窓口が受付けている。
外国人在留支援センター (FRESC) (0570-011000) 平日 9:00~17:00
- ・ 在留期限が切れて非正規在留者となった場合の相談先としては、非正規在留者を支援する民間団体がある。
- ・ この患者の母国は国民皆保険制度を採用しているため、患者本人から母国の駐日公館に帰国と帰国後の医療保険制度への加入に関し相談するよう勧めてみるように。
- ・ この患者は中長期在留資格で入国しているため、治療のための「特定活動(医療滞在および同伴者)」に在留資格を変更することはできない。

以上

【本事業事務局の連絡先】

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社

担当者名 麻田・大久保

TEL 03-6757-1035 E-mail biz-d@emergency.co.jp